

で協議してください。

第11条 免責事項等

1. 本人確認

本規定第2条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうえは、利用者を契約者とみなし、パスワード等、資金の引落し口座等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 通信手段の障害等

当行の責めによらない通信機器・回線およびパソコン等の障害や誤作動、または天災・火災・騒乱等の不可抗力、ならびにパソコンの盗難・紛失、通信回線の不通により、取扱いが遅延したり、不能となった場合でも当行は責任を負いません。また、通信経路における盗聴やパソコン操作記録の盗用等がなされたことにより、パスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、回線の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に取引内容を本サービスによりご確認いただくが、取引店にお問合せください。

第12条 解約等

1. 都合解約

本サービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。但し、契約者からの解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約処理が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 解約の通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の名称、住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が氏名、住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

3. 代表口座、登録口座の解約

「登録口座」が解約された場合は、該当口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、「代表口座」が解約された場合は、本サービスはすべて解約されたものとみなします。

4. 移管

契約者の都合で口座を移管する場合、本規定に基づく契約は解約となります。移管後も本サービスを利用いただく場合には、移管後の口座であらたに契約の手続きを行ってください。

5. サービスの停止・解約等

契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスにもとづく全部または一部のサービスの提供を停止、または本規定にもとづく契約を解約できるものとします。

(1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めによって、当行において契約者の所在が不明となった場合。

(4) 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じた場合。

(5) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

(6) 解散、その他営業活動を休止した場合。

(7) 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合。

(8) パスワード等を不正に使用した場合。

(9) 本サービスの運営を妨げた場合。

(10) 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合。

(11) その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じた場合。

6. 手数料の一部払戻し

契約期間の途中での解約もしくはサービスの全部および一部停止の場合でも、利用手数料の一部を払戻すことはいたしません。

第13条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、関係する普通預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、振込規定等により取扱います。

第14条 契約期間

本契約の当初契約日は、当行が申込書を受領し、申込み手続きを完了した日とします。

当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第15条 規定の変更等

当行は本規定の内容を、当行の定める方法で契約者に周知することにより、任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第16条 譲渡質入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスにもとづく契約者の権利および預金等は、譲渡・質入れ等することはできません。

第17条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上